よくある質問

「130万円の壁」を超えても扶養から外れない方法は？

Q

繁忙期で働き手が欲しいのですが、
「130万円の壁」があるパートタイマーさんは、
11月・12月に働く時間を調整せざるを
得ません。
在籍するパートタイマーさんに、どうにか
もっと働いてもらうことはできませんか？

A

今年と来年の期間限定で可能です。

（繁忙期などを理由に）通常よりも長く働いてもらった場合は、事業主がその証明をすることで、パートタイマーさんの年収が130万円を超えても扶養から外れずに済みます。

○ 扶養に入り続けることが証明で認められるもの

- 時間外勤務（残業）手当
- 繁忙手当　など

▼

一時的な収入変動と判断される

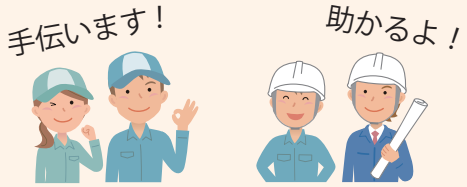

× 扶養に入り続けることが証明で認められないもの

- 時給のアップ
- 毎月支給される手当の新設　など

▼

恒常的な収入と判断される

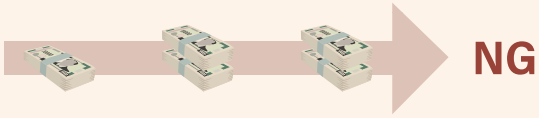

ご相談ください

**労使トラブル、助成金・給与計算で
お困りのことがあれば、
お気軽にお問い合わせください。**